

# 見積書提出依頼

令和2年3月24日(火)13:30

件名	令和2年度磁気探査機器性能試験業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	令和2年4月1日 ~ 令和2年5月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること。
見積書提出期限	令和2年3月31日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部会計課 支出負担行為第1係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 上原 TEL:098-866-1908
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限日の17:00までに電話連絡いたします。 (発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	※ 本業務に係る契約締結は当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件といたします。  (1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出してください。  (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。  (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。  (4) 年間契約として、契約金額が150万円未満の場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。  (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。  (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 令和2年度磁気探査機器性能試験業務

### 仕 様 書

#### 第1条 適用

1. 本仕様書は、「令和2年度磁気探査機器性能試験業務（以下、本業務という）」に適用する。
2. 本業務を実施するにあたっては、本仕様書、契約書に基づき実施する。

#### 第2条 必要事項の補充

本業務を実施するにあたっては、本仕様書に明記なき事項についても当然必要と認められるものについては、受注者の責務において充足する。

#### 第3条 疑義等

本仕様書に記載のない事項及び業務遂行にあたり疑義等が生じた場合には、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

#### 第4条 業務目的

本業務は、沖縄総合事務局が保有する磁気探査機器において、機器の精度管理のため性能試験を行うものである。

#### 第5条 打合せ協議

打合せ協議は2回とし、その時期については発注者と打ち合わせるものとする。

#### 第6条 履行期限

履行期限は、令和2年5月31日とする。

成果品の納品場所は、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課とする。

ただし、試験は宮古島市で4月7日～4月16日とする。

#### 第7条 受託者の責務

1. 本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。  
関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
2. 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平

成 25 年法律第 65 号) 第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号) 第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

#### 第 8 条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。  
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
3. 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
4. 第 2 項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
5. 受注者は、第 2 項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第 3 項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
6. 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

#### 第 9 条 磁気探査機器性能試験

沖縄総合事務局が所有する磁気探査機器について、下記の性能を満たしているか総合作動の性能試験をする。なお、性能試験は対象機器メーカー(株式会社島津製作所)の実施する性能試験と同等以上のものとする。

また、性能試験実施にあたり、対象機器を保管場所から試験会場まで輸送し、試験終了後速やかに保管場所へ返却するものとする。

- 1) 対象機器(沖縄総合事務局保管(那覇市内) 4 セット、平良港湾事務所保管(宮古島市内) 1 セット)
  - ① 検知器(1 軸差動フラックスゲート方式)
  - ② 管制器

- ③ ケーブル (50m)
- ④ レコーダ用ケーブル (2m)
- ⑤ レコーダ (U-329)

#### 2) 性能等 (検知器、管制器、ケーブル)

- ① 感度：±0.5、±1.0、±2.0、±5.0、±10 $\mu$ T
- ② 精度 (指示計)：各感度のフルスケールの±10%以内
- ③ 精度 (レコーダ出力)：各感度のフルスケールの±2%以内
- ④ 動揺雑音：20nT 以内

#### 3) 性能等 (レコーダ)

- ① チャンネル数：3チャンネル
- ② 測定範囲：1V、2V、5V のいずれか1レンジ
- ③ 直線性確度：各測定範囲のフルスケールの±0.3%以内
- ④ 電圧レンジ確度：各測定範囲のフルスケールの±0.2%以内
- ⑤ 記録紙速度：10mm/h~60cm/min (±0.05%、±0.5mm)
- ⑥ 絶縁抵抗：電源-シャシ(GND)間、50M $\Omega$ 以上 (DC500V)

#### 4) 試験内容

検知器内部に組み込まれている磁気センサの性能が単体で適正基準以内に入っているか確認する。

- ・校正 (磁気センサ単体の性能試験)

検知器内部に組み込まれている磁気センサの性能が単体で適正基準値以内に入っているかを確認する。

- ・総合作動試験 (検知器としての性能試験)

検知器として総合的に性能が適正基準以内に入っているかを確認する。

##### ① 指示計機能

検知器の一方の検知コイルにソレノイドコイルにより磁界を加え、その出力を管制器の指示計で計測する。(判定基準：定格値の±10%以内)

##### ② 感度

検知器の一方の検知コイルにソレノイドコイルにより磁界を加え、管制器のレコーダ出力をデジタルマルチメータで計測する。(判定基準：定格値の±2%以内)

#### 第10条 成果品の提出

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- ・報告書

報告書はA4版で1部作成し、作動試験結果資料や試験成績書等を添付するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### （個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

### （適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

### （再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### （収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。